修　繕　仕　様　書

この仕様書は、市川市（以下「発注者」という。）が発注する下記の修繕に関して、受注者が当該修繕を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1　件名

市川市こども発達センタートイレ便器交換等修繕

2　修繕概要

こども発達センターの和式トイレを洋式トイレなどに交換修繕を行うもの

・和式便器から洋式便器（フラッシュバルブ式）への改修。（4 か所）
・蓋つきウォシュレット取付（電気工事込み 4 か所）
・給排水管改修（4 か所）
・床及びタイル補修（4 か所他、斫部分）
・トイレブースの改修（必要に応じて 4 か所）
・紙巻器の移設（ビス穴の補修）

※施工する階以外のトイレが使用できるよう作業を実施すること。

3　施工場所

市川市大洲 4 丁目 18 番 3 号

施設名：市川市こども発達センター

4　期間

契約日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

5　法令等の遵守

修繕の施工にあたっては、労働安全衛生法、施行令、規則、その他関係法令及び規格を遵守すること。

6　施工条件

⑴業務に必要な資格を保有した者が作業に従事し、関係法令を遵守して遺漏なきよう業務を進めること。

⑵作業日において、作業可能日および時間は市監督職員と協議し決定すること。

⑶市川市こども発達センター1 階トイレ改修においては、平日作業を行う場合は、10 時から 14 時 30 分までの時間帯を避けて実施すること。

⑷資材の搬出入にあたっては、車両の渋滞が発生しないように搬出入車両の誘導を行い、安全かつ円滑に搬出入が行われるように努めること。
⑸市川市こども発達センターは、住宅地に隣接しており、住民や利用者その他の第三者とのトラブルには十分注意を払うこと。
⑹本修繕により発生した廃棄物については、受注者の責任において適正に処分すること。
⑺本修繕に必要な届出、手続き等は、その費用はすべて受注者の負担とすること。
⑻修繕内容を把握するため、修繕前、修繕中、修繕後の写真を撮影し、契約満了日までに施工写真を提出すること。
⑼本仕様書に疑義が生じた際は、監督職員と協議し決定すること。

7　提出書類

提出書類	部数	提出時期	備考
実施工程表	1	契約後１４日以内	
業務責任者通知書	1	契約後１４日以内	
着工届	1	着工後速やかに	
施工写真	1	完成時	修繕前、修繕中、修繕後の抜粋写真
完成届	1	完成時	

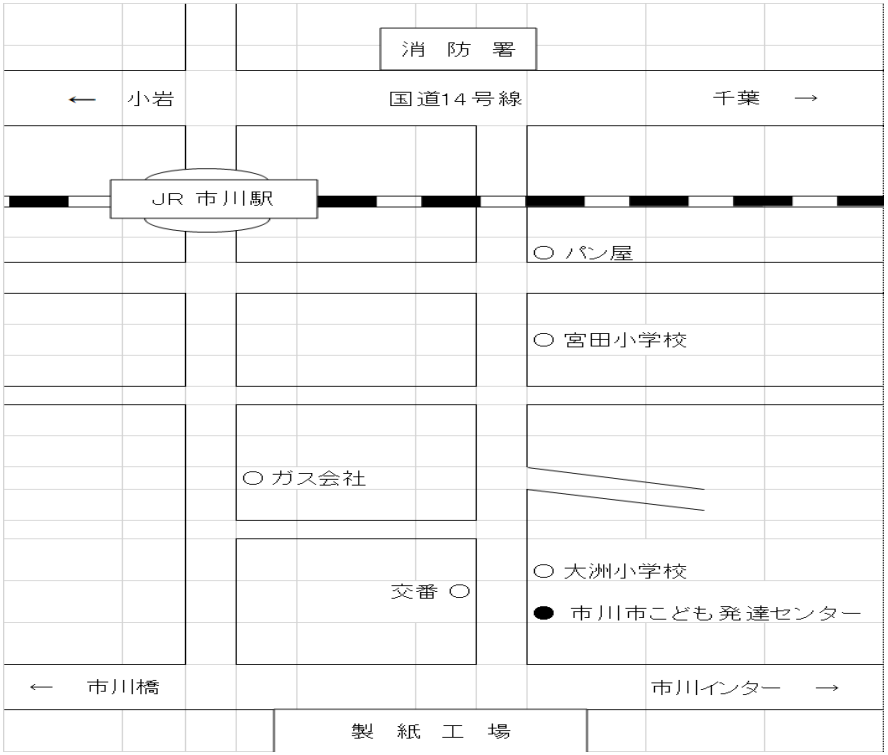
8　添付書類

別紙１　位置図・平面図
別紙２　現況図
別紙３　現況写真

9　その他

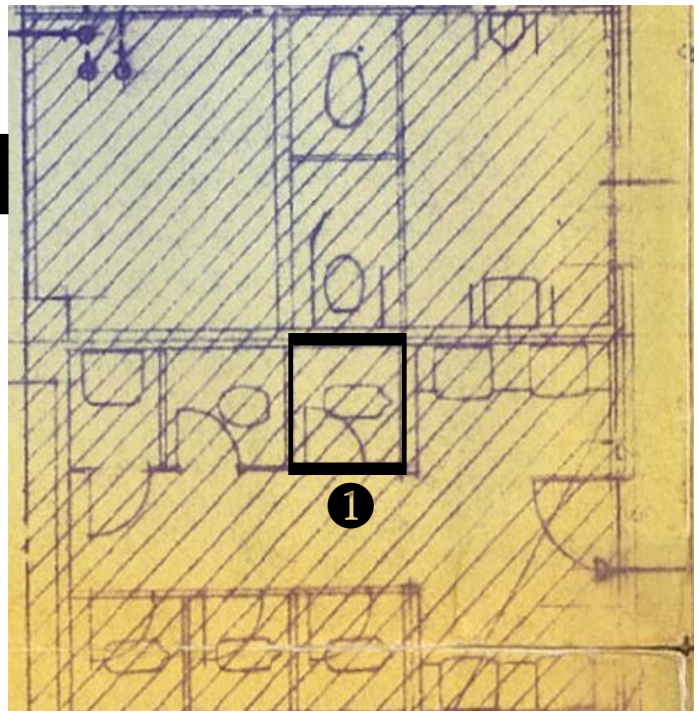
⑴受注者は、施工材料等の品質管理を行わなければならない。
⑵受注者は、常に安全対策に留意し、「労働安全衛生規則」等に定める現場管理を行うとともに、その他の関係法令に対して十分留意し、事故の未然防止に努めなければならない。
⑶受注者は作業完了時に市の検査を受けること。検査で不十分な点があると指摘された場合は、発注者の指示に従い速やかに是正すること。
⑷前各号に定める場合の他、施工中は必要に応じて監督職員が指示する現場管理を行わなければならない。
⑸その他、ここに定めのない事項及び明示されていない事項については、その都度、発注者と受注者で協議のうえ履行すること。

位置図・平面図

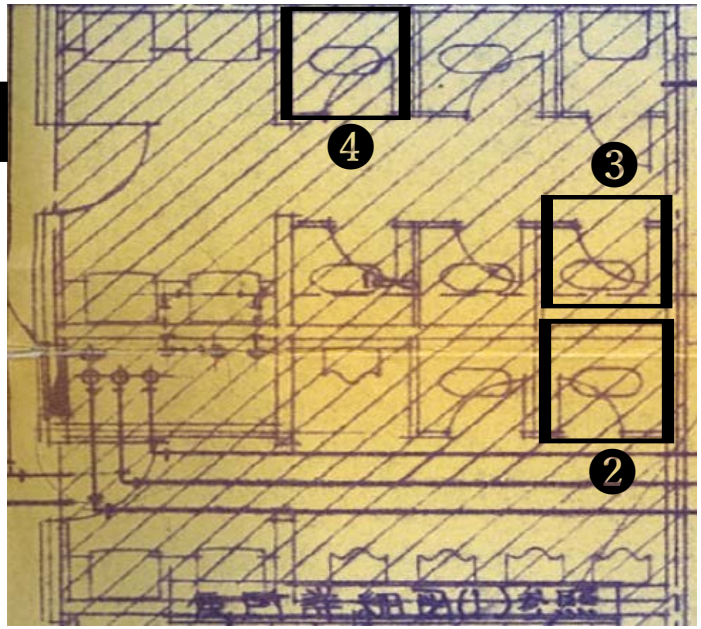


場所	既存撤去	主な修繕内容
1階	和式便器1台、便座1台	和式→洋式（❶）
3階	和式便器3台、便座3台	和式→洋式（❷❸❹）

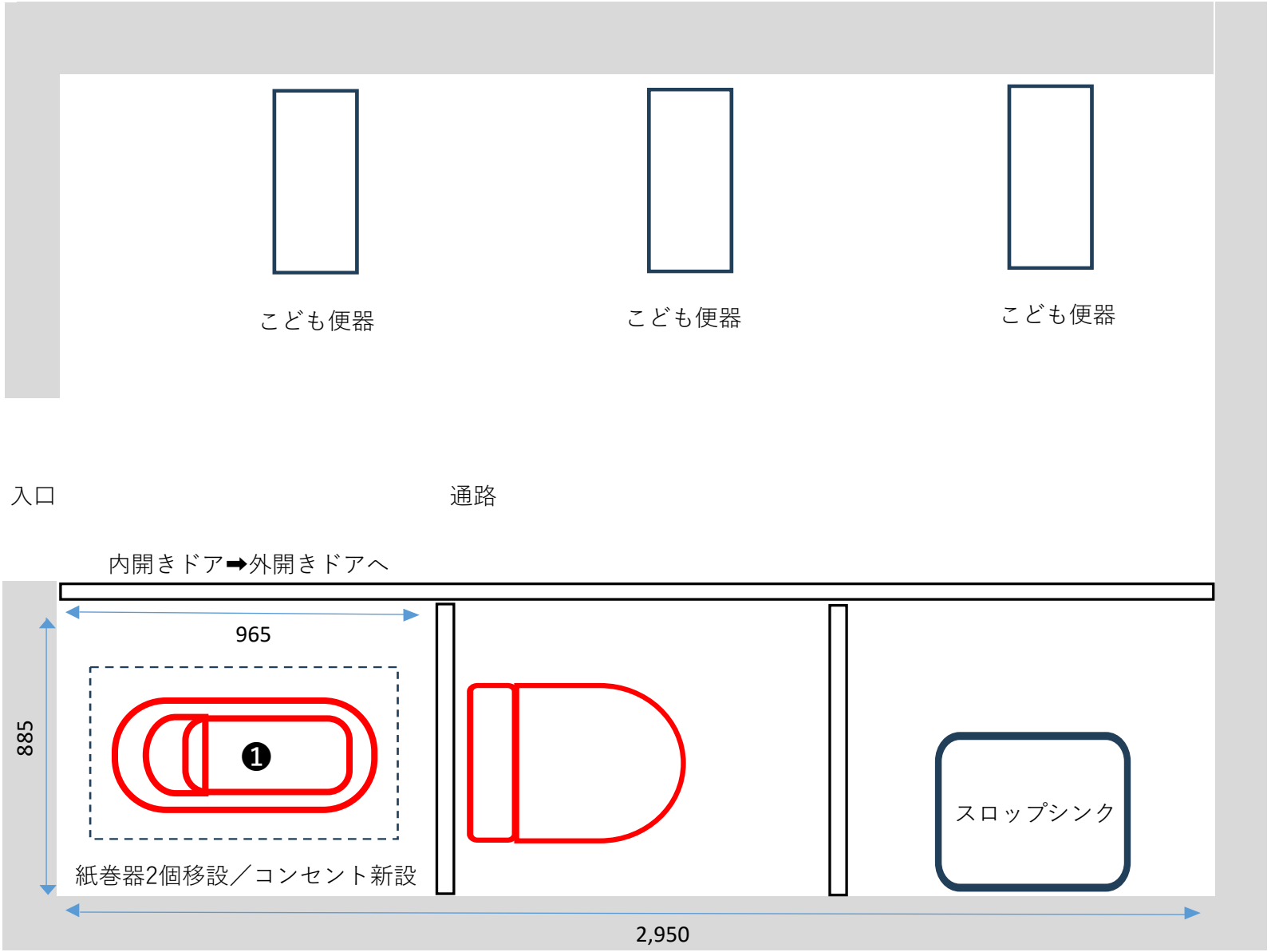
1階



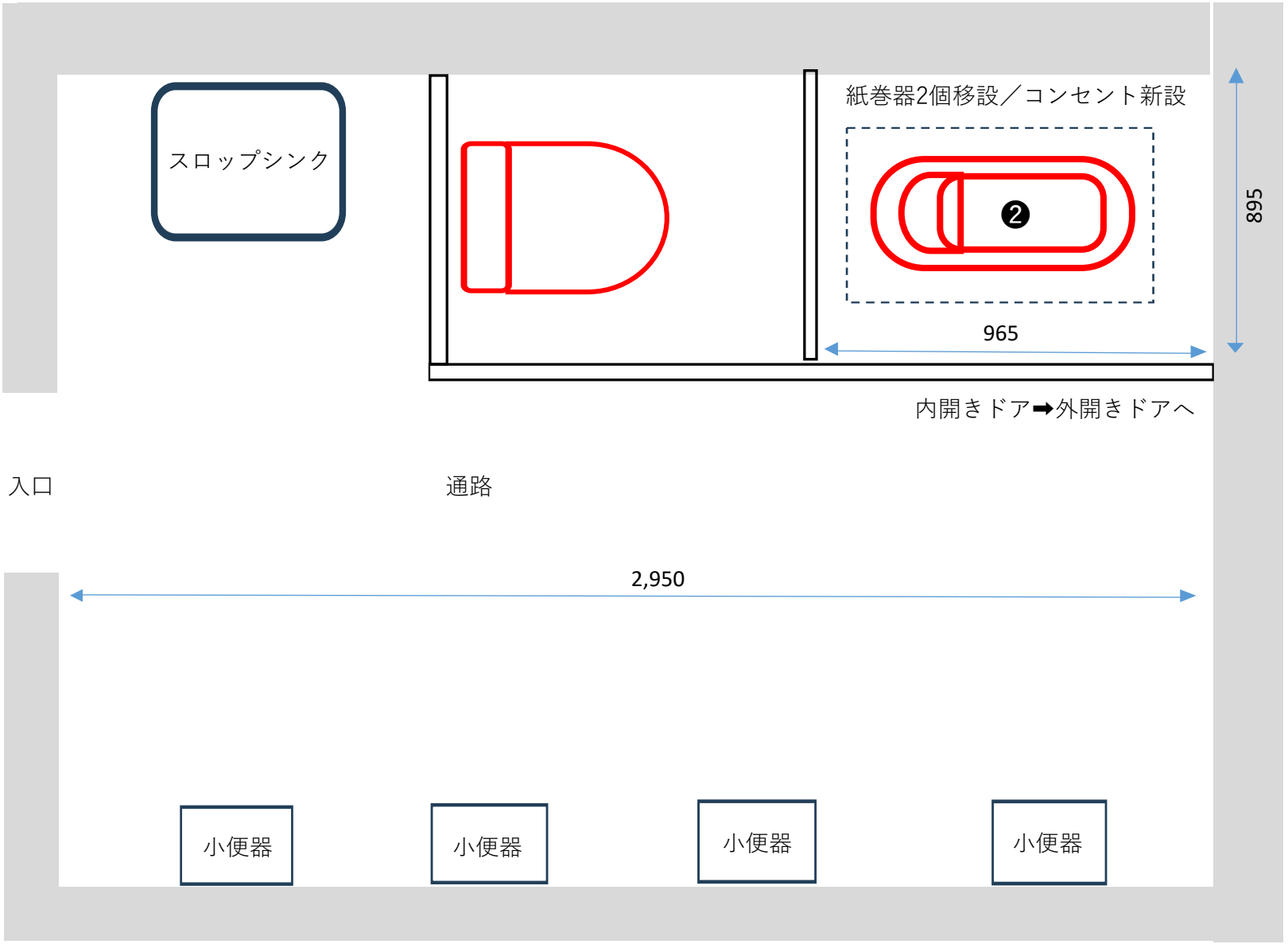
3階



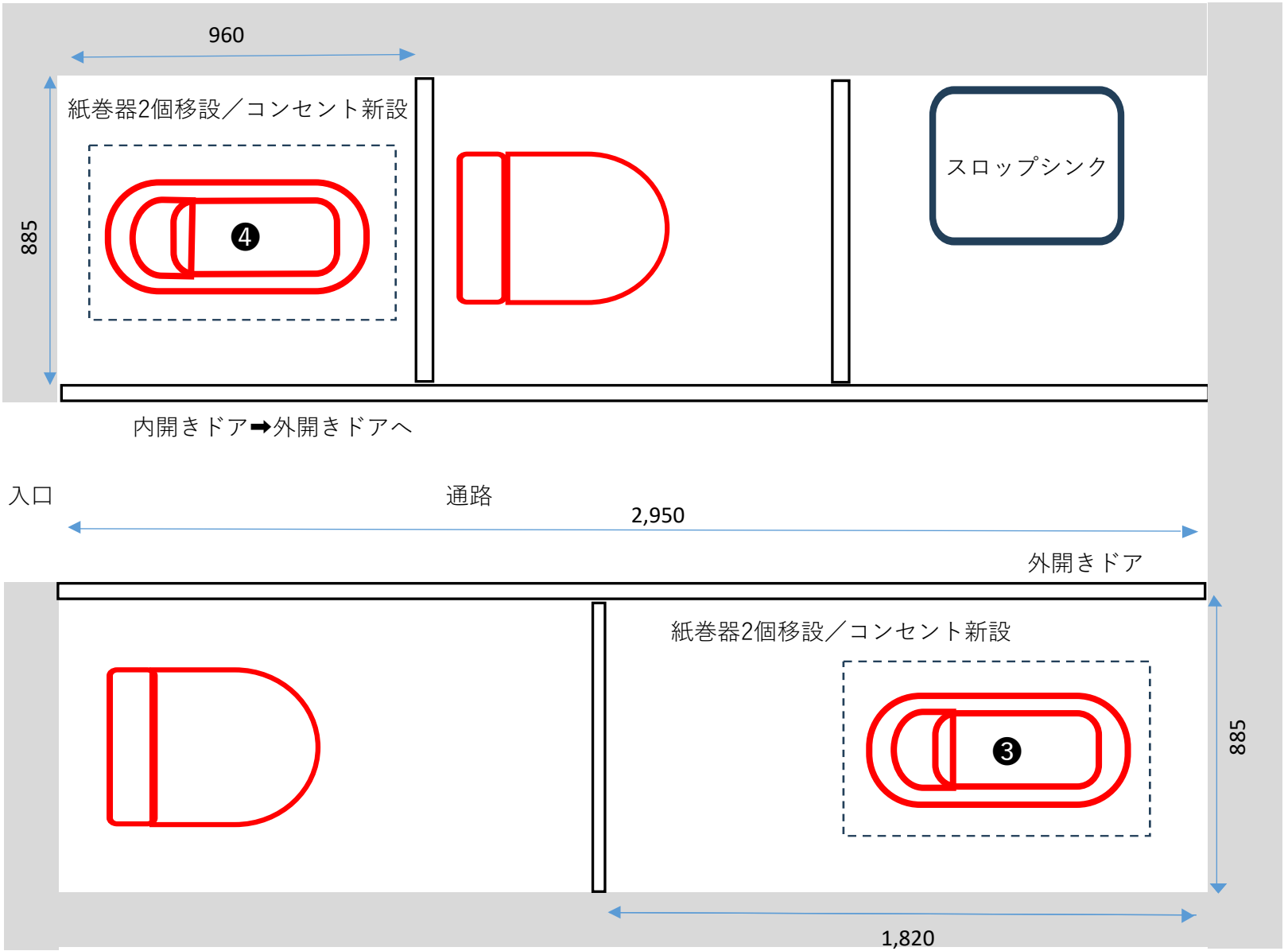
2－1　現況図（1階トイレ）


こども便器
こども便器
こども便器
入口
通路
内開きドア➡外開きドアへ
965
885
❶
紙巻器2個移設／コンセント新設
スロップシンク
2,950

2－2　現況図（3階男子トイレ）



2－3　現況図（3階女子トイレ）



現況写真（こども発達センター1階トイレ）

○１階トイレ（全景）



１階和式便器❶

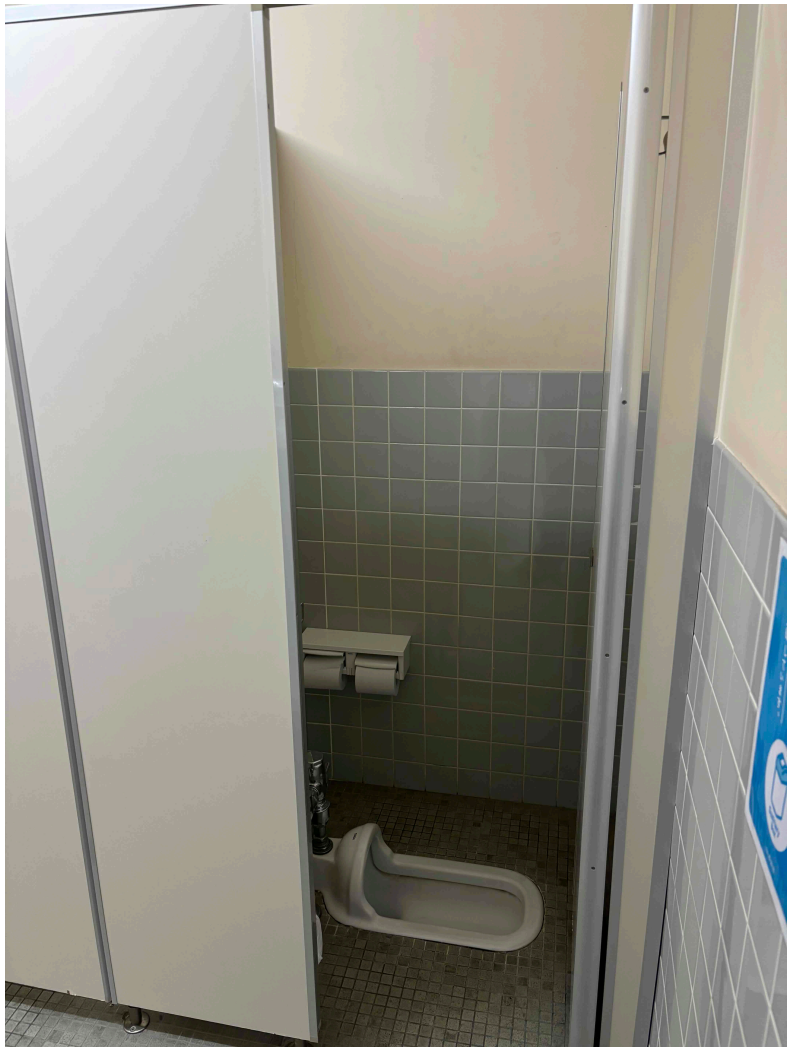


現況写真（こども発達センター3階男子トイレ）

○ 男子トイレ（全景）



和式便器❷



現況写真（こども発達センター3階女子トイレ）

○女子トイレ（全景）



和式便器❸



和式便器❹

